

報告第16号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

1 市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	26. 4. 18	円 53,970	平成25年8月7日、川崎区浜町2丁目12番8号敷地内で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の機械式駐車場の操作盤に接触し、破損させたもの
2	環境局	26. 5. 8	円 18,630	平成26年4月5日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、右折しようとした際、被害者所有のブロック塀に接触し、破損させたもの
3	環境局	26. 5. 14	円 104,434	平成26年3月17日、被害者宅駐車場で、本市職員が、作業を終え、本市中型ごみ収集車に乗車しようとドアを開けた際、当該ドアが、駐車していた被害者所有の普通乗用車に接触し、破損させたもの
4	環境局	26. 6. 6	円 66,980	平成26年4月7日、宮前区菅生2丁目20番1号先丁字路で、本市小型ごみ収集車が、左折しようとした際、右側から走行してきた被害者運転の自動二輪車が、衝突を避けようとして転倒し、被害者が負傷したもの
5	環境局	26. 6. 14	円 10,800	平成26年2月8日、被害者宅先路上で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けるため一時停止した際、雪でスリップし、被害者所有のフェンスに接触し、破損させたもの

6	環境局	26. 6. 19	円 57,798	平成26年1月16日、宮前区宮崎3丁目5番地49先路上で、本市小型ごみ収集車が走行中、前方で一時停止した被害者所有の普通トラックに追突し、破損させたもの
7	環境局	26. 7. 7	円 194,400	平成26年2月21日、中原区井田三舞町9番15号敷地内で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、発進した際、被害者所有の機械式駐車場の操作盤に接触し、破損させたもの
8	建設緑政局	26. 4. 28	円 670,883	平成26年3月25日、中原区上丸子山王町2丁目1325番地先路上で、本市道路維持作業車が走行中、信号待ちのため一時停止していた被害者所有の普通乗用車に追突し、破損させたもの
9	港湾局	26. 5. 31	円 67,608	平成26年4月30日、川崎マリエン駐車場で、本市小型トラックが入場しようとした際、被害者所有の開閉ゲートのバーに接触し、破損させたもの
10	川崎区役所	26. 6. 4	円 66,960	平成26年5月14日、川崎区東田町8番地ビル内駐車場で、本市軽ライトバンが入場しようとした際、被害者所有の開閉ゲートのバーに接触し、破損させたもの
11	宮前区役所	26. 5. 24	円 62,888	平成26年4月14日、宮前区有馬2丁目2番4号先路上で、本市軽ライトバンが、前方から走行してきた被害者所有の小型乗用車と擦れ違う際、一時停止した当該小型乗用車に接触し、破損させたもの
12	消防局	25. 10. 22	円 181,710	平成25年7月29日、川崎区塩浜3丁目2番先路上で、本市原動機付自転車が、前方から走行してきた被害者(ア)所有の普通乗用車を避けようとして転倒し、当該普通乗用車に接触し、破損させ、及び運転していた被害者(イ)を負傷させたもの
13	消防局	26. 5. 26	円 551,390	
14	経済労働局	26. 7. 11	円 148,781	平成26年4月15日、中央卸売市場北部市場花き棟駐車場で、本市所有の案内看板が、支柱下部の腐食により倒れ、被害者所有の小型乗用車に当たり、破損させたもの
15	建設緑政局	26. 4. 30	円 33,519	平成24年2月5日、高津区野川1445番地1先交差点で、被害者運転の小型乗用車が、左折しようとした際、破損して車道側にはみ出していたガードレールに接触し、当該小型乗用車が破損したもの

16	建設緑政局	26. 5. 30	円 481,794	多摩区菅城下28番1号先路上で、平成23年7月22日に、*****が、突起状になっていた横断防止柵の接続部分に接触し、負傷した事件について、健康保険法第57条第1項の規定に基づく損害賠償請求権が行使されたもの
17	建設緑政局	26. 7. 8	円 40,675	平成26年3月20日、宮前区有馬1丁目23番18号先交差点で、被害者所有の普通乗用車が、左折しようとした際、外れていた側溝の蓋に接触し、当該普通乗用車が破損したもの

2 市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
79	26.6.19	川崎高等学校及び附属中学校等新築工事	<p>横浜市中区太田町四丁目 51番地 鹿島・鉄建・北島・谷津 共同企業体</p> <p>代表者 鹿島建設株式会社 代表取締役社長 中村 満義</p> <p>構成員 鉄建建設株式会社 代表取締役社長 橋口 誠之</p> <p>構成員 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 克己</p> <p>構成員 谷津建設株式会社 代表取締役 谷津 弘</p>	<p>契約金額 6,543,004,380 円</p>	<p>契約金額 6,666,014,220 円</p>	26.7.29	川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、増額の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
96	24.6.22	川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事	川崎市川崎区池田二丁目 2番3号 京急・光陽・寿共同企業 体 代表者 京急電機株式会社 代表取締役 山本 峰夫 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 赤池 幸男 構成員 株式会社 寿電興 代表取締役 渡邊 栄理子	契約金額 986,349,090 円	契約金額 1,007,671,530 円	26.7.29	川崎市工事請負契約約款第26条第6項から第8項の規定により、増額の変更を行うものである。

議案 番号	議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
				変更前	変更後		
81	25.6.20	仮称リサイクルパークあさお整備事業王禅寺処理センター土壌汚染対策及び地下構造物等解体撤去工事	<p>横浜市中区山下町23番地</p> <p>五洋・重田・浅川共同企業体</p> <p>代表者</p> <p>五洋建設株式会社</p> <p>代表取締役社長</p> <p>清水 琢三</p> <p>構成員</p> <p>株式会社 重田組</p> <p>代表取締役</p> <p>重田 洋一</p> <p>構成員</p> <p>浅川建設工業株式会社</p> <p>代表取締役</p> <p>浅川 達也</p>	<p>契約金額</p> <p>716,448,600</p> <p>円</p>	<p>契約金額</p> <p>699,590,880</p> <p>円</p>	26.6.6	<p>煙突基礎、杭その他の地下構造物の解体撤去物数量の変更等に伴い、減額の変更を行うものである。</p>

3 市長の専決事項の指定について第6項による専決処分

(1) 訴えの提起

番号	専決処分 年月日	被告	請求の要旨
1	26. 6. 9	*****	市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し並びに当該市営住宅の滞納使用料及び明渡済みに至るまでの使用料相当損害金の支払を求めるもの
2	26. 6. 9	** *	市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去の要求にも応じない左記の被告に対し、当該市営住宅の明渡し及び使用料相当損害金の支払を求めるもの
3	26. 6. 9	** **	
4	26. 6. 18	** **	

(2) 和解

番号	専決処分 年月日	相手方	和解の要旨
1	26. 7. 30	** **	左記の相手方は、202,300円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年8月から平成27年8月までの間は毎月15,000円、同年9月は7,300円に分割して支払うこととするもの
2	26. 7. 30	** *	左記の相手方は、802,980円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年7月から平成30年11月までの間は毎月15,000円、同年12月は7,980円に分割して支払うこととするもの
3	26. 7. 30	*****	左記の相手方は、184,200円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年7月から平成27年3月までの間は毎月20,000円、同年4月は4,200円に分割して支払うこととするもの

4	26. 7. 30	**	*	左記の相手方は、2,486,100円の市営住宅の滞納使用料の支払義務があることを認め、当該滞納使用料を平成26年8月から平成30年8月までの間は毎月50,000円、同年9月は36,100円に分割して支払うこととするもの
---	-----------	----	---	---